



風営法の疑問ありませんか

- ・こんな広告宣伝はOK?
- ・イベントをしたいけど大丈夫?
- ・店内模様替の際の注意は?
- ・処分を受けそう。どうしよう。

★業界目線でわかりやすく解説

いろいろな相談事

- ・客とのトラブルの対応方法
- ・駐車場に放置自動車が...
- ・管理者業務の実施方法
- ・家庭の悩み、聞いてほしい

★秘密を守って丁寧に対応

情報の提供

- ・変更届や従業者名簿の書式
- ・行政の動向や法改正情報
- ・教育指導用学習コンテンツ
- ・風営法法令集・処分基準表

★お客様の声で育てた素材

気軽に聞ける  
法務コンシェルジュサービス

- ～ いつでも気軽に
- ～ 誰からでも何度でも
- ～ ちょっと気になったときに

〒252-0303  
相模原市南区相模大野8-2-6  
第一島ビル4階  
㈱のぞみ総研・のぞみ合同事務所  
Tel 042-701-3010  
Fax 042-701-3011  
URL <http://thefirm.jp>  
E-Mail [info@thefirm.jp](mailto:info@thefirm.jp)

<p>A、許可取消し(営業停止の場合は2月以上6月以下)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 構造設備無承認変更及び承認不正取得(9条1項)【50条1項☆】</li> <li>② 名義貸し違反(法11条)【49条☆】</li> <li>③ 遊技機の無承認変更、(法20条10項(9条1項))【50条1項☆】</li> <li>④ 年少者接客従事禁止違反(22条4号)【50条1項☆】</li> <li>⑤ 営業停止命令違反(法26条1項)</li> <li>⑥ 偽りその他不正な手段による遊技機の変更に係る承認取得【50条1項2号☆】</li> <li>⑦ 一定の刑法犯その他重大な法令違反</li> </ol>
<p>B、40日以上6月以下の営業停止等命令・基準期間3月</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 不正手段による認定の取得(10条の2第1項)【55条☆】</li> <li>② 広告宣伝規制違反に対する指示処分違反(16条・25条)</li> <li>③ 遊技機規制違反(20条1項)</li> <li>④ 客引き禁止違反・客引き準備行為禁止違反(22条1項2項)【52条☆】</li> <li>⑤ 年少者立ち入らせ(22条5号)</li> <li>⑥ 未成年者への酒類たばこ提供(22条6号)【51条】</li> </ol>
<p>C、20日以上6月以下の営業停止等命令・基準期間40日</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 許可条件違反(3条2項)</li> <li>② 営業時間制限違反(13条)</li> <li>③ 賞品買い取り禁止違反(23条1項1号)【52条☆】</li> <li>④ 現金又は賞品等提供禁止違反(23条1項2号及び3号)【52条☆】</li> <li>⑤ 広告宣伝規制以外の指示処分違反(25条)</li> </ol>
<p>D、10日以上80日以下の営業停止命令・基準期間20日</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 構造設備維持義務違反(12条)</li> <li>② 騒音振動規制違反(15条)</li> <li>③ 広告宣伝規制違反(16条)</li> <li>④ 遊技料金等規制違反(19条)</li> <li>⑤ 遊技機変更届出義務違反(20条10項)【55条☆】</li> <li>⑥ 従業者名簿備え付け義務違反(36条)【53条☆】</li> <li>⑦ 報告資料提出義務違反(37条1項)【53条☆】</li> <li>⑧ 立入の拒否、妨害、忌避(37条2項)【53条☆】</li> </ol>
<p>E、5日以上40日以下の営業停止等命令・基準期間は14日</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 特例風俗営業業者の営業所の構造設備変更届出義務違反(12条)【54条☆】</li> <li>② 照度規制違反(14条)</li> <li>③ 遊技球持ち出し禁止違反(23条1項3号)【54条☆】</li> <li>④ 遊技球等保管書面発行(23条1項4号)【54条☆】</li> <li>⑤ 管理者選任義務違反(24条1項)【54条☆】</li> </ol>
<p>F、5日以上20日以下の営業停止等命令・基準期間7日</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 変更届出義務違反(9条3項)【55条☆】</li> <li>② 認定証返納義務違反(10条の2第5項)【57条】</li> </ol>
<p>G、営業停止等の命令を行わないもの(指示処分に限り、当該指示処分に違反した場合に当該指示処分違反を処分事由として営業停止等命令を行う。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 許可証及び認定証亡失滅失届出義務違反(5条4項・10条の2第5項)</li> <li>② 許可証掲示義務違反(6条)</li> <li>③ 許可証書換え義務違反(7条5項ほか)【55条☆】</li> <li>④ 許可証返納義務違反(10条1項3号)【57条】</li> <li>⑤ 料金表示義務違反(17条)</li> <li>⑥ 年少者立入禁止表示義務違反(18条)</li> <li>⑦ 管理者講習受講義務違反(24条7項)</li> </ol>
<p>H、5日以上80日以下の営業停止等命令</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 条例遵守事項違反</li> </ol>



【】→罰則根拠規定 ☆→風営法第56条の法人処罰あり

## ぱちんこ店の風俗営業各種手続に関する一覧表

こんなとき	手続の種類	期限	手数料(円)
・管理者の変更(前任者退任後14日以内に選任)	変更届出	10日以内	なし
・管理者の住所氏名の変更			
・店名の変更(※許可証書換も必要)			
・照明設備・音響設備・防音設備の変更		20日以内	
・役員(監査役含む)の変更・法人の名称の変更			
・役員の住所氏名の変更			
・小規模な修繕・模様替え・家具の入替  ・遊技機の軽微な変更(遊技機の部品でその変更が遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがあるもの以外のものの変更)	変更承認申請	1月以内	なし
・大規模の模様替に該当する変更(建築基準法第2条第14号)			
・客室の位置、数又は床面積の変更  ・壁、ふすま、その他営業所の内部を仕切るための設備の変更  ・営業の方法の変更に係る構造又は設備の変更			
・遊技機の入替	変更承認申請	事前に承認取得	11000
・遊技機の認定申請			5200+(台数×40) ※認定機のみ場合は2400 (台数に関係なく一律の額)
・遊技機の認定申請	認定申請	有効期間終了の一月以上前が好ましい	4300+(台数×40)
・許可証を紛失したとき	許可証再交付	すみやかに	1200
・許可証記載事項の変更	許可証書換え	変更届と同時に	1500
・個人事業を相続人が承継したい	相続承認申請	相続開始から60日	9000(同時3800)
・法人を分割又は合併したい	分割又は合併の承認	分割又は合併の前	12000(同時3800)
・特例風俗営業者になりたい	認定申請		15000(同時11700)
・新規に風俗営業許可を取得する	許可申請(特例・臨時の許可を除く)		27800(同時19200)+(台数×40) P店限定
・管理者講習			2600

平成25年4月現在

ホールの法務とコンプライアンスを支援する

**(株)のぞみ総研/のぞみ合同事務所**

〒252-0303

神奈川県相模原市南区相模大野8丁目2番6号 第一島ビル4F(相模大野駅南口徒歩1分)

**TEL042-701-3010 Fax042-701-3011**

風営法・ホール担当 小峰・日野・荒井・平野